

地域管理構想の取組に関する関係各省の制度及び支援制度一覧

(添付資料2)

・地域管理構想のステップ③におけるフローにおける土地利用・管理手法の方向性の選択肢に応じて想定される具体的な取組内容や、その実施に当たって活用が想定される支援制度について整理を行った。
 ・「土地利用・管理の方向性」は地域管理構想のステップ③におけるフローの選択肢に対応している。

土地利用・管理の方向性	取組内容	事業名	目的	概要	事業実施主体	補助率	所管府省局庁・課室	事業URL
従来の使い方で積極的に維持・回復	農地の共同管理を進める	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地域と平地の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。	中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。	農業者の組織する団体等	定額	農林水産省農村振興局農村政策部 地域振興課中山間地域・日本型直接支払室	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/
		多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。	【農地維持支払】 農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を支援する。 【資源向上支払】 地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。	農業者等の組織する団体	定額	農林水産省農村振興局整備部農地資源課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html
	地域の農道等の共同管理を進める(外部人材を含めた多様な主体を巻き込んだ取組に支援を受けたい場合も含む)	中山間地域等直接支払交付金【再掲】	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地域と平地の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。	中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。	農業者の組織する団体等	定額	農林水産省農村振興局農村政策部 地域振興課中山間地域・日本型直接支払室	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/
		多面的機能支払交付金【再掲】	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。	【農地維持支払】 農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を支援する。 【資源向上支払】 地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。	農業者等の組織する団体	定額	農林水産省農村振興局整備部農地資源課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html
	環境保全効果の高い農業を行う(カバークロップの作付け等)	環境保全型農業直接支払交付金	平成23年度から化学肥料・化学合成農業を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。	農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農業を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。 化学肥料・化学合成農業を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を交付対象の事業・取組としている。 [全国共通取組] 有機農業、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培、不耕起播種*1、長期中干し、秋耕 [地域特認取組*2] 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組。対象取組は都道府県により異なる。 *1 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組 *2「地域特認取組」の例 冬期湛水管理、江の設置	農業者の組織する団体等	定額	農林水産省生産局農業環境対策課環境直接支払班	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kanryo/kakyou_chokubarai/mainp.html
		集落営農を行う	農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業	将来にわたって地域の農地を維持管理できるよう、農地の受け皿となる集落営農等の法人化を支援。	経営相談等をした集落営農等が法人化する取組を支援。 農業経営者サポート事業等による経営相談・診断を活用し、集落営農もしくは複数の個別経営を法人化した者または法人同士の統合等により新たな法人を立ち上げた者を対象者としている。	農業者の組織する団体等	定額	農林水産省経営局経営政策課組織経営G
	農地の貸借を行う	人・農地プランの実質化を踏まえた農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化	担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進する。	実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手への農地集積・集約化を加速化するため、機構の事業運営、地域等に対する協力金の交付、農地利用の最適化に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動を支援する。	個別事業の詳細は右記URL参照	個別事業の詳細は右記URL参照	農林水産省経営局農地政策課集積企画G、集積業務G	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3kettei_pr49.pdf
	所有者不明農地の利活用を行う	所有者不明農地の利活用のための制度	担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進する。	所有者不明農地について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等に基づき、担い手による利用促進を図る。	-	-	農林水産省経営局農地政策課有効G	https://www.maff.go.jp/j/keiei/kouka/attach/pdf/souzo_kumitouki-6.pdf
	荒廃農地の再生利用を行う	中山間地域等直接支払交付金【再掲】	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地域と平地の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。	中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。	農業者の組織する団体等	定額	農林水産省農村振興局農村政策部 地域振興課中山間地域・日本型直接支払室	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/
		農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）	重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援する。	【農地等活用推進事業】 再生可能な荒廃農地を含む地区を対象に、荒廃農地を解消し、地域の特性を生かした農業の展開や地域資源の付加価値向上に取り組む地区を支援。 【低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業）】 再生可能な荒廃農地及び荒廃のおそれのある農地を含む地区を対象に、放牧、蜜源作物、緑肥作物、省力作物等による粗放的利用に取り組むモデル地区を支援。 【低コスト土地利用支援事業（生産性検証事業）】 粗放的農地利用事業を実施する地区、既に粗放的利用を実施している地区又は林地等の非農地が存在する地区を対象に、有事を想定し粗放的利用されている農地の生産性の検証に取り組むモデル地区を支援。	市町村、JA、土地改良区、地域協議会、農地中間管理機構	定額（1/2以内等）	農林水産省農村振興局農村政策部 地域振興課中山間地域・日本型直接支払室	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekiticohiriyu.html

土地利用・管理の方向性	取組内容	事業名	目的	概要	事業実施主体	補助率	所管府省局庁・課室	事業URL
従来の使い方で積極的に維持・回復	圃場整備を行う	農業競争力強化農地整備事業	担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施する。	農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援する。	都道府県等	1/2等	農林水産省農村振興局整備部農地資源課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiku/noutiseibi/
		農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援する。	農地中間管理機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整備等を実施する。	都道府県	1/2等	農林水産省農村振興局整備部農地資源課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiku/noutiseibi/
	水路や圃場等の整備と生産・販売施設の整備を行う	中山間地域農業農村総合整備事業	地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施する。	中山間地域の特色を活かした営農の確立のため、農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保と農業の維持・発展を図るために農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域を対象に事業を実施する。 ○下記①に付随して②を一体的に実施する。 ①農業生産基盤整備 所得確保のための、農地の区画整理、農業水利施設・暗渠排水 国土保全のための農用地保全施設 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等 ②農村振興環境整備 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設 高収益作物の導入に取り組む新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設 高収益作物の導入に取り組むための農業施設 等	都道府県、市町村	55%等	農林水産省農村振興局整備部地域整備課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index2.html
	森林境界を明確にする	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（森林整備地域活動対策）	意欲と能力のある林業経営体を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、資源の高度利用を図る施策、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等、川上から川下までの取組を総合的に支援する。	森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、森林境界の明確化等の活動を支援。	市町村、市町村長と締結する協定に基づき地域活動を行う者	定額	林野庁森林整備部森林利用課	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin.html
	森林整備をする	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	山村における過疎化・高齢化の進行に伴い、これまで地域住民や森林所有者等が行ってきた様々な資源利用を通じて保たれていた水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の多面的機能の発揮が難しくなっているといった課題に対し、山村地域の住民が協力して里山林をはじめとする地域の森林の保全管理やこれら森林資源の活用を実施していく体制を整えることにより、森林の多面的機能を維持発揮させていくとともに、山村の振興を図る。	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援。	地域協議会等（地域協議会から保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付）	定額、1/2、1/3以内 上限額：1活動組織当たり500万円/年	林野庁森林整備部森林利用課	https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html
		森林整備事業（森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業）	森林施策の集約化や路網整備を通じて施策の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。	利用期を迎えつつある森林資源や、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが災害の防止や生物の多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地等について、人工造林等の取組に関し支援を行う。 ・人工造林 ・樹下植栽等	個別事業の詳細は右記URL参照	個別事業の詳細は右記URL参照	林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室造林間伐企画班	https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/index.html
	(利用を維持するための)鳥獣対策を行う	鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援する。	市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援する。 ・侵入防止柵(再編整備含む)、ジビエ処理加工施設(保冷車等含む)、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備等※〔1/2以内、侵入防止柵の資材費のみ交付対象とする場合は定額支援〕 ・地域ぐるみの被害防止活動、ジビエ利用拡大の取組、スマート捕獲、捕獲現場及びジビエ処理加工現場でのOJT研修を支援〔1/2以内、取組状況に応じた限度額内で定額支援〕 ・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援〔2,300万円以内を定額支援〕 ・捕獲活動経費の直接支援〔獣種やジビエ利用の有無に応じた上限単価以内で定額支援〕 ・未利用部位等のペットフード等への活用に向けた新規用途調査等〔定額〕 ・ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額〕等	都道府県、地域協議会、民間団体等	定額（1/2以内等）	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html
		指定管理鳥獣捕獲等事業費	近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣による自然生態系への影響、農林水産業等への被害が深刻化しており、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲対策」において10年後の令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を目標の達成に向け、都道府県等が実施する指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を強化する。 また、狩猟における捕獲個体のジビエ利用を促進し、ジビエ利用拡大を図る。	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等が実施する。 以下の取組を交付金により支援する。 ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の策定 ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 ③ 効果的な捕獲の促進 ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成 ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	都道府県、協議会	(1/2、2/3、定額)	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護室	https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html
		シカ等による森林被害緊急対策事業	シカ被害の甚大化を防止するため、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策を講じるとともに、捕獲や生息状況把握の省力化、効率化など、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施する。	①林業関係者によるシカの捕獲効率向上のために、狩猟熟練者の技能や最新の捕獲技術等の活用による捕獲技術の導入を図る。 ②効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施する。	都道府県	定額	林野庁森林整備部研究指導課	https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/tyouju.html
	地域で自然環境の保全・再生を行う	生物多様性保全推進支援事業	地域における生物多様性の保全再生に資する取組等に対し、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援し、もって自然共生社会づくりの推進を図る。	生態系ネットワークの構築等を図り、もって自然共生社会づくりを推進する。地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（下記のいずれかに該当するもの）に対し活動等に必要経費を交付。 ①特定外来生物防除対策、②重要生物多様性保護地域保全再生、③広域連携生態系ネットワーク構築、④地域民間連携促進活動、⑤国内希少野生動物植物種生息外保全、⑥国内希少野生動物植物種保全、⑦特定外来生物早期防除計画策定、⑧里山未来拠点形成支援事業	都道府県、地域協議会、民間団体等	①～④1/2以内、⑤～⑦定額、⑧3/4以内	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hogen/index.html

土地利用・管理の方向性	取組内容	事業名	目的	概要	事業実施主体	補助率	所管府省局庁・課室	事業URL
従来の用途を踏まえた用途の追加やアレンジ	農地の貸借を行う	人・農地プランの実質化を踏まえた農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化【再掲】	担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進する。	実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手への農地集積・集約化を加速化するため、機構の事業運営、地域等に対する協力金の交付、農地利用の最適化に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動を支援する。	個別事業の詳細は右記URL参照	個別事業の詳細は右記URL参照	農林水産省経営局農地政策課集積企画G、集積業務G	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3kettei_pr49.pdf
	蜜源作物や緑肥作物を植えたり、放牧を行う	農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）【再掲】	重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援する。	【農地等活用推進事業】再生可能な荒廃農地を含む地区を対象に、荒廃農地を解消し、地域の特性を生かした農業の展開や地域資源の付加価値向上に取り組む地区を支援。 【低コスト土地利用支援事業（粗放的農地利用事業）】再生可能な荒廃農地及び荒廃のおそれのある農地を含む地区を対象に、放牧、蜜源作物、緑肥作物、省力作物等による粗放的利用に取り組むモデル地区を支援。 【低コスト土地利用支援事業（生産性検証事業）】粗放的農地利用事業を実施する地区、既に粗放的利用を実施している地区又は林地等の非農地が存在する地区を対象に、有事を想定し粗放的利用されている農地の生産性の検証に取り組むモデル地区を支援。	市町村、JA、土地改良区、地域協議会、農地中間管理機構	定額（1/2以内等）	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課中山間地域・日本型直接支払室	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriy.html
	6次産業化の取組を行う	6次産業化の推進	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う6次産業化の取組等を支援する。	農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓の取組、加工・販売施設等の整備の取組等を支援する。 【6次産業化サポート事業】6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用を支援するとともに、6次産業化の優良事例の表彰等を通じた普及啓発を行う。 ・事業実施主体：都道府県、民間団体等 ・補助率：定額、委託 【食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化関係について】 ①6次産業化推進体制整備事業：定額 ②6次産業化推進支援事業：1/3以内（農福連携の発展の取組、市町村戦略に基づく取組は1/2以内） ③6次産業化施設整備事業（3/10以内中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画に基づく取組、市町村の6次産業化等に関する戦略に基づく取組又は6次産業化・地産地消法等の認定を受けた日から2年以内に障害者等を雇用する取組は1/2以内）（上限額1億円） ・事業実施主体：①都道府県、市町村 ②農林漁業者等、市町村、民間団体等 ③農林漁業者の組織する団体、中小企業者等	（概要欄を参照）	（概要欄を参照）	農林水産省食料産業局産業連携課	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html
	農泊の取組を行う	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	農泊を通じた農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援。	【農泊推進事業】農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材の確保、インバウンド受入環境の整備、多言語対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発、農家民泊から農家民宿への転換等を支援 【施設整備事業】 ・古民家等を活用した滞在施設や一棟貸し施設、体験・交流施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援（市町村・中核法人実施型） ・地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援（農家民泊経営者等実施型） ・活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備を支援（活性化計画に基づく事業）	地域協議会、農業協同組合、NPO法人、市町村、地域協議会の中核となる法人等	定額、1/2	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課農泊推進室	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/nouhaku_top.html
農業関係施設（用水路等）の多面的機能をまちづくりに活用する	多面的機能支払交付金【再掲】	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。	【農地維持支払】農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を支援する。 【資源向上支払】地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。	農業者等の組織する団体	定額	農林水産省農村振興局整備部農地資源課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html	

土地利用・管理の方向性	取組内容	事業名	目的	概要	事業実施主体	補助率	所管府省局庁・課室	事業URL
従来の用途を踏まえた用途の追加やアレンジ	棚田等の地域の自然資源を活用した観光で地域活性化をする	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	国立公園や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進する。	エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム推進に向けた取組を支援する。	地域協議会	1/2	環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室	https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiiki_shien/koufu/index.html
	荒廃農地の再生利用を行う	中山間地域等直接支払交付金【再掲】	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地域と平地の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。	中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。	農業者の組織する団体等	定額	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課中山間地域・日本型直接支払室	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/
		農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）【再掲】	重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援する。	【農地等活用推進事業】再生可能な荒廃農地を含む地区を対象に、荒廃農地を解消し、地域の特性を生かした農業の展開や地域資源の付加価値向上に取り組む地区を支援。 【低コスト土地利用推進事業（粗放的農地利用事業）】再生可能な荒廃農地及び荒廃のおそれのある農地を含む地区を対象に、放牧、蜜源作物、緑肥作物、省力作物等による粗放的利用に取り組むモデル地区を支援。 【低コスト土地利用支援事業（生産性検証事業）】粗放的農地利用事業を実施する地区、既に粗放的利用を実施している地区又は林地等の非農地が存在する地区を対象に、有事を想定し粗放的利用されている農地の生産性の検証に取り組むモデル地区を支援。	市町村、JA、土地改良区、地域協議会、農地中間管理機構	定額（1/2以内等）	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課中山間地域・日本型直接支払室	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriy.html
	（早生樹に転換するなど）森林に植樹をする	森林整備事業（森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業）【再掲】	森林施策の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。	利用期を迎えつつある森林資源や、自助努力によっては適切な森林の造成が期待できないが災害の防止や生物の多様性の保全等の観点から成林させることが必要な林地等について、人工造林等の取組に関し支援を行う。 ・人工造林 ・樹下植栽等	個別事業の詳細は右記URL参照	個別事業の詳細は右記URL参照	林野庁森林整備部整備課造林間伐対策室造林間伐企画班	https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/inrin_seibi/index.html
	空家を使って取組を行う	空き家再生等推進事業＜活用事業タイプ＞	空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するために、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。	空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する潜在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等を行う。	地方公共団体、民間団体等	1/2	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000011.html
	遊水地や農業用水等を自然環境創出に活用する	多面的機能支払交付金【再掲】	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。	【農地維持支払】農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を支援する。 【資源向上支払】地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。	農業者等の組織する団体	定額	農林水産省農村振興局整備部農地資源課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html
	再生可能エネルギーに活用する（バイオマス資源の活用など）	食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）	バイオマス利活用施設の導入に向けて、事業性の評価や設計等を支援。	バイオマス利活用施設導入の高度化に向け、食料産業・6次産業化交付金により、調査（バイオマス利活用施設の導入可能性の有無）、基本設計（施設導入にあたり必要となる基本的な設計）、実施設計（施設整備にあたり必要となる実施設計）、協議・手続（関係者との協議や各種手続）等に関する支援を行う。	民間団体等	1/2	農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio_yosan.html
ため池などを防災に活用する	農業水路等長寿命化・防災減災対策事業	農業水利施設のきめ細やかな長寿命化をはかるほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の発生などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。	防災減災対策（(1)自然災害等対策のケ利活用保全） 農業用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設の整備	都道府県等	1/2等	農林水産省農村振興局整備部防災課防災班	https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R2_hojyo/attach/pdf/index-4.pdf	

土地利用・管理の方向性	取組内容	事業名	目的	概要	事業実施主体	補助率	所管府省局庁・課室	事業URL
新たな用途を見だし土地利用転換	所有者不明土地を円滑に利用する	地域福利増進事業に係る特例措置	所有者不明土地の円滑な利活用により、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図る。	地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業（※）について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）に基づき、都道府県知事の裁定により最長10年間の所有者不明土地の使用権を設定することで、所有者不明土地の円滑な利用による事業の実施を可能とする。 （※）公園、広場、購買施設等の整備に関する事業 【所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進事例構築推進調査（モデル調査）】 ・所有者不明土地対策に関し、地方公共団体やNPO、民間事業者等が単独もしくは連携して行っている先進的な取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援。（1地区あたり300万円（税込み）を上限） 【地域福利増進事業に係る税制特例措置】 ・地域福利増進事業を実施する者に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る所得税・法人税等の税率を20%から14%に軽減。（～令和4年12月31日） ・地域福利増進事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税等の課税標準を5年間2/3に軽減。（～令和5年3月31日）	NPO、民間事業者、地方公共団体等	-	国土交通省不動産・建設経済局土地政策課	・ https://www.mlit.go.jp/common/001287824.pdf ・ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/totikensangyo_tk2_000124.html ・ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001403665.pdf
	空き地を公園・緑地等として整備する	都市公園事業	安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図るものである。	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等を行う。	地方公共団体	1/3、1/2	国土交通省都市局公園緑地景観課	
	土地利用を転換し、再生可能エネルギー発電を行う	地域資源活用展開支援事業	未利用資源の再生可能エネルギー利用に向けて、相談・出前指導や、地域が主体となった再生エネ導入体制の構築、先進的な事例やノウハウを体系化する取組等を支援。	【新規開拓型】 農山漁村の地域循環資源を再生可能エネルギー等としての利用について、課題を抱え取組が進まない地方公共団体や農林漁業者等に対し、専門家による相談対応・アドバイス・出前指導等を支援する。 【発展サポート型】 農山漁村の地域循環資源を再生可能エネルギー等として活用したい地域が主体となった、地産地消型や地域新電力連携による再生エネ導入の体制構築に向け、地域の活動実態調査、関連事業者とのマッチング、検討会を通じた取組を支援する。 【先進情報バンク活用型】 バイオマス産業都市における先進的な取組を有効活用するため、取組を分析し、活用可能なノウハウとして体系化するなど、他地域での導入が容易な環境整備を支援する。	民間団体等	定額	農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/yosan-58.pdf
	遊休公共施設の活用等により、複数の生活サービスを集約した小さな拠点を形成する	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（集落活性化推進事業費補助金）	人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の施設を活用した施設整備等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする。	モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等に対して補助。 ・生活機能の再編・集約 ・テレワークスペース等の整備 ・既存の小さな拠点における換気設備、自動水栓等 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域（都市計画区域等の一定の地域を除く。）を対象地域とする。	市町村、NPO法人等	市町村1/2以内、NPO法人等1/3以内	国土交通省国土政局地方振興課	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html
	地域で自然環境の保全・再生を行う（ビオトープの創出等を含む）	生物多様性保全推進支援事業【再掲】	地域における生物多様性の保全再生に資する取組等に対し、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全再生に資する活動を支援し、もって自然共生社会づくりの推進を図る。	生態系ネットワークの構築等を図り、もって自然共生社会づくりを推進する。地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（下記のいずれかに該当するもの）に対し活動等に必要経費を交付。 ①特定外来生物防除対策、②重要生物多様性保護地域保全再生、③広域連携生態系ネットワーク構築、④地域民間連携促進活動、⑤国内希少野生動植物種生息外保全、⑥国内希少野生動植物種保全、⑦特定外来生物早期防除計画策定、⑧里山未来拠点形成支援事業	都道府県、地域協議会、民間団体等	①～④1/2以内、⑤～⑦定額、⑧3/4以内	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性主理室	http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html
手のかからない方法で管理	問題のある空き家に対応する	空き家再生等推進事業	空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域において、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するために、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。	居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う地方公共団体の取組を支援する。	地方公共団体、民間団体等	1/2	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000011.html
	（周辺の土地に悪影響を与えないための）鳥獣害対策を行う	鳥獣被害防止総合対策交付金【再掲】	野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援する。	市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援する。 ・侵入防止柵(再編整備含む)、ジビエ処理加工施設(保冷車等含む)、焼却施設、捕獲技術高度化施設の整備等※〔1/2以内、侵入防止柵の資材費のみ交付対象とする場合は定額支援〕 ・地域ぐるみの被害防止活動、ジビエ利用拡大の取組、スマート捕獲、捕獲現場及びジビエ処理加工現場でのOJT研修を支援〔1/2以内、取組状況に応じた限度額内で定額支援〕 ・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援〔2,300万円以内を定額支援〕 ・捕獲活動経費の直接支援〔獣種やジビエ利用の有無に応じた上限単価以内で定額支援〕 ・未利用部位等のペットフード等への活用に向けた新規用途調査等〔定額〕 ・ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額〕等	都道府県、地域協議会、民間団体等	定額（1/2以内等）	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozuyu/higai/yosan/yosan.html
	草刈りを行う	多面的機能支払交付金【再掲】	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。	【農地維持支払】 農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を支援する。 【資源向上支払】 地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。	農業者等の組織する団体	定額	農林水産省農村振興局整備部農地資源課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kari/tamen_siharahi.html

土地利用・管理の方向性	取組内容	事業名	目的	概要	事業実施主体	補助率	所管府省局庁・課室	事業URL
土地利用・管理全般に係るもの	森林の管理の状況について市町村に相談する	森林経営管理制度	経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築。	市町村が経営管理が行われていない森林を中心に森林所有者の意向を確認後、市町村が経営管理の委託を受けることが必要かつ適当と判断した場合に、森林所有者の委託を受ける、あるいは、林業経営者に再委託を行う等により森林の経営管理を実施する制度。	-	-	林野庁森林整備部森林利用課	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keikanri/sinrin/keikanrisseido.html
	地域外からの移住を促進する	既存住宅活用農村地域等移住促進事業に係る特例措置	農山村地域等における、農地付き空き家等を活用した移住促進の取組を支援するために、その取引の円滑化を図る。	市町村が策定する既存住宅地域等移住促進事業計画（地域再生法第17条の54）に基づき、農地付き空き家の取得等に係る以下の特例措置を適用。「農地付き空き家」等の情報提供・取得の円滑化により地方移住を促進する。 ・農地等の権利取得に係る特例：移住者による特定区域内の農地等の権利取得について、農地法第3条による許可要件の下限面積（原則50a（北海道は2ha））の引き下げ円滑化 ・既存住宅の取得等に係る特例：移住者による促進区域内の既存住宅の取得等の円滑化	市町村	-	内閣府地方創生推進事務局 地域再生担当	https://www.chisu.go.jp/tiiki/tiikisai/sei/nouchitukiakiya.html
	農林水産業の基盤の防災・減災対策を進める	農山漁村地域整備交付金	地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。	1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施する。 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施する。 ①農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等 ②森林分野：予防治山、路網整備等 ③水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等 3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できる。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。	都道府県、市町村等	1/2等	（農林農村分野） 農村振興局整備部地域整備課 （森林分野） 林野庁森林整備部計画課 （水産分野） 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	https://www.maff.go.jp/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html
その他地域活動への支援（地域運営組織等の組織化）	地域運営組織など取組を行う組織を立ち上げる	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、「対象企業への出資額-2,000円」を総所得額から控除する特例措置。（適用期限：令和4年3月31日）	民間団体等	-	内閣府地方創生推進事務局 地域再生担当	https://www.cao.go.jp/regional_management/effort/support/zeisei/index.html
	地域運営組織など取組を行う組織を立ち上げる	農山漁村振興交付金（地域活性化対策のうち活動計画策定事業）	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけづくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。	【活動計画策定事業】 ・農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化のための活動計画策定をアドバイザーを活用したワークショップの開催等により支援。 ・活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援。	市町村を構成員に含む地域協議会	定額	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/r3_yosan_pr_tiikikasseika.pdf
		農山漁村振興交付金（地域活性化対策のうち農山漁村地域づくり事業体形成支援事業）	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくる等を目的として、農山漁村の活性化を推進します。	【農山漁村地域づくり事業体形成支援事業】 ・農山漁村の過疎地域における生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため、農林漁業の振興とともに、それを支える買い物・子育て・文化・集い等による地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う事業体の形成等を支援。	市町村を構成員に含む地域協議会	定額、1/2	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/r3_yosan_pr.pdf
その他地域活動への支援（人材派遣）	地域おこし等の専門家の指導・助言を受ける	地域活性化伝道師派遣制度	地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材の強化について切れ目なく支援を行う。	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。	自治体等	-	内閣府地方創生推進事務局	https://www.chisu.go.jp/tiiki/ouenta.html
		外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う。	市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家（※総務省地域人材ネット登録者＝地域力創造アドバイザー）を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。 【特別交付税措置】 外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者に対する旅費・謝金（報償費）、ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限る。）について、専門家区分、財政力指数に応じて最大560万円を上限として措置。	市町村	-	総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html
	民間企業のノウハウを活用する	地域活性化起業人（企業人材派遣制度）	市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。	市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。 【特別交付税措置】 起業人の受入の期間前に要する経費（募集経費等）、起業人の受入れに要する経費、起業人が発案・提案した事業に要する経費について特別交付税措置。	市町村（条件あり）	-	総務省地域力創造グループ地域自立応援課	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03100070.html

土地利用・管理の方向性	取組内容	事業名	目的	概要	事業実施主体	補助率	所管府省局庁・課室	事業URL
その他地域活動への支援（地域の人材育成・確保）	地域の様々な仕事を組み合わせることで地域内外から担い手を確保する	特定地域づくり事業推進交付金	地域の人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保予備その活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。	地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援等を行う。	地方公共団体	1/2	内閣府地方創生推進事務局 総務省地域力創造グループ地域振興室	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html
	地域の雇用の活性化を図る	地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等における各地域の課題・実情を踏まえた自発的な雇用活性化の取組を支援。	＜A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組＞ 魅力ある雇用の確保を図る、新分野進出、販路拡大、生産向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会等を実施。 ＜B 人材育成の取組＞ 地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る、地域農産品の知識・取扱い・加工等や職業スキル（IT、接客等）を学ぶ講習会等を実施。 ＜C 就職促進の取組＞ A、Bを利用した事業主・求職者やUIJターン就職希望者を対象にハローワークと連携した合同企業説明会・就職面接会等を実施。 対象地域の市町村、経済団体等で構成される協議会が、地域の特性を生かした重点分野を設定したうえで、当該重点分野における雇用活性化に関する自主性・創意工夫ある事業構想を策定し、提案する。 提案された事業構想の中から、「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保、地域の活性化などが期待できるものをコンテスト方式で選抜したうえで協議会に委託して実施する。	雇用機会不足地域、過疎等地域	－	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html
		地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	雇用機会が厳しい地域等において、事業所の設置・整備を行い、求職者を雇い入れた事業主を支援することにより、地域の雇用の創出及び安定を図る。	地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域において事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成する。	民間企業等	1/2等	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu kin/chiiiki_koyou.html
	地域活動のノウハウを持つ人材を確保する	集落支援員に係る特別交付税措置	過疎地域等の集落では、人口減少と高齢化により、生活扶助機能の低下等の様々な問題が発生していることから、住民と行政が連携して集落の課題解決に取り組むことを促進する。	地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。 集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と地方自治体の間での話し合いの促進等を実施する。 【特別交付税措置】 集落支援員の設置、集落点検及び話し合いの実施に要する経費等について特別交付税により支援。 ※支援員1人あたり430万円を上限（兼任の場合、1人あたり40万円を上限）	地方自治体	－	総務省地域力創造グループ過疎対策室	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html
森林管理の担い手を確保・育成する	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業	森林・林業への新規就業者の確保・育成のための取組を推進する。	就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要経費を支援する。	民間団体等	定額	林野庁林政部経営課林業労働・経営対策室	https://www.rinya.maff.go.jp/j/supply/hojyo/03koubo_1/03mhk0101.html	